

## 工事成績評定要領

平成16年2月9日制定

平成23年4月1日一部改正

令和2年4月1日一部改正

令和3年4月1日一部改正

### (目的)

1 この要領は、四日市市の工事成績評定（以下「評定」という。）について必要な事項を定めることにより、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び育成指導に資することを目的とする。

### (評定の対象)

2 評定は、四日市市発注の土木工事（契約金額が50万円以上のものに限る。）及び営繕工事（契約金額が100万円以上のものに限る。）を対象とする。

### (評定者)

3 評定を行う者は、四日市市工事執行規程（昭和46年四日市市訓令甲第12号）第13条に規定する監督職員並びに四日市市工事検査規程（昭和48年四日市市訓令甲第14号）第8条第2項及び第3項に規定する検査職員とする。

### (評点)

4 評定は、工事成績評定書記入要領に基づき、工事成績評定書（四日市市工事執行規則及び四日市市工事執行規程の施行に関し必要な書類の様式を定める要綱の第55号様式、第56号様式、第57号様式、第58号様式又は第59号様式をいう。）により評点する。

(評定の公表)

5 評定の結果は、次に掲げるところにより公表する。

(1) 公表方法 四日市市のホームページ（入札情報）にて公表する。

(2) 公表内容 契約番号、業種、工事場所、工事名、受注者名、評定点及び判定とする。

(3) 公表期間 評定を行った年度及びその翌年度から5年とする。

(評定の通知)

6 評定結果の通知は、工事成績通知要領の定めるところによる。

(評定結果に対する苦情の申立て)

7 評定結果に対する苦情の申立てについては、四日市市入札、契約等に関する苦情処理事務取扱要領の定めるところによる。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日一部改）

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日一部改）

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日一部改）

この要領は、令和3年4月1日から施行する。